

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例

公布年月日・番号 平成27年3月31日・東京都条例第64号

1 概要

(1) 制定理由

水素エネルギーの利用の拡大を図るとともに、エネルギーの有効利用及び低炭素かつ自立分散型のエネルギーの利用が進んだスマートエネルギー都市の実現に資するため、東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金を設置する必要がある

(2) 条例の概要

ア 基金の設置

水素エネルギーの利用の拡大を図るとともに、エネルギーの有効利用及び低炭素かつ自立分散型のエネルギーの利用が進んだスマートエネルギー都市の実現に資するため、東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金を設置する

イ 積立額

基金の積立額は、予算で定める。

ウ 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管する。
基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

エ 運用益金の処理

運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れる。

オ 処分

アの目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

カ 繰替運用

確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー一部計画課

直通 03-5388-3565

内線 42-711